

○厚生労働省令第十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月六日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百号を第百十号とし、第八十二号から第九十九号までを十号ずつ繰り下げ、第八十一号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一 (Z) — N — 「三 — (ニ — メトキシエチル) — 四・五 — ジメチルチアゾール — 二 (三H) — イリ

「デン」―二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

第一条中第八十号を第八十九号とし、第七十三号から第七十九号までを九号ずつ繰り下げ、第七十二号を第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一 N―メチルインダン―二―アミン及びその塩類

第一条中第七十一号を第七十九号とし、第六十八号から第七十号までを八号ずつ繰り下げ、第六十七号を第七十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五 二―(四―ブromo―二・五―ジメトキシフェニル)―N―(二―メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類

第一条中第六十六号を第七十三号とし、第五十九号から第六十五号までを七号ずつ繰り下げ、第五十八号を第六十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十四 一―フェニル―二―(ピペリジン―一―イル)ブタン―一―オン及びその塩類

六十五 一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル)オクタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十七号を第六十二号とし、第五十二号から第五十六号までを五号ずつ繰り下げ、第五十一号

を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 N―(ナフタレン―イール)―ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及び

その塩類

第一条中第五十号を第五十四号とし、第四十六号から第四十九号までを四号ずつ繰り下げ、第四十五号を第四十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十八 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―二―(ピロリジン―イール)ペンタン―オン及び

その塩類

四十九 二―(二・五―ジメトキシフェニル)―N―(ニ―メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩

類

第一条中第四十四号を第四十六号とし、第四十三号を第四十五号とし、第四十二号を第四十四号とし、第四十一号の次に次の二号を加える。

四十二 二―(三・四―ジクロロフェニル)―二―(ピペリジン―イール)酢酸メチルエステル及びそ

の塩類

四十三 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル) プロパン―二―アミン及びその塩類

第二条第五号の表中一―(四―フルオロフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

N―メチルインダマン―二―アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
--------------------------------	----------------------

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。